

# 令和5年度 外来対応医療機関確保事業申請に当たっての留意事項等について

## 1 基本事項

- 令和5年10月1日から令和6年3月31日までに実施する内容が対象となります。
- 各事業の補助対象経費の上限額等は、別添「令和5年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の実施に当たっての取扱いについて（令和5年9月29日付け厚生労働省医政局医療経理室・健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課・医薬局総務課連名事務連絡）」のとおりです。

## 2 補助対象について

### [対象医療機関]

令和5年3月10日以降新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）の指定を受け、少なくとも令和5年度中は外来医療機関の対応を行い、令和5年度上期（令和5年4月から9月末まで）に当該事業の補助を受けていない医療機関でかつ県ホームページで名称を公表しているもの。

- 現在、外来対応医療機関ではないが、新たに県の指定を受けたい場合、もしくは現在、外来対応医療機関であって、県ホームページで医療機関名を公表していないが、新たに公表を希望する場合  
県ホームページ「外来対応（診療・検査）医療機関の申請・変更手続きについて」  
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/shinryoukensa.html> のアンケートフォームから、  
指定の申請・公表手続きができます。
- ※ 上記ページは、県ホームページ中のサイト内検索で「外来対応」で検索し、検索結果一覧の「外来対応（診療・検査）医療機関の申請・変更手続きについて」をクリックすると、表示されます。
- ※ スマートフォンなどで右のQRコードを読み込むと、直接各アンケートフォームが表示されます。  
（上のQRコードは指定申請のアンケートフォーム、下のQRコードは公表のアンケートフォーム）

(申請)



(公表)



### [補助対象設備等]

外来対応医療機関を新設するために真に必要な不可欠な設備等（1施設当たり補助上限500,000円）

具体的な補助対象経費の例	備考
患者案内のための看板の設置料	
ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費	新たにホームページを整備する場合は、外来対応医療機関であることを明記するための費用の部分のみ対象
換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費	工事費（固定資産に計上するもの）は除く
医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費	
非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付等）の購入費	

### [特記事項]

- ・ 申請状況によっては、補助額を調整する場合があります。
- ・ 令和5年度広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）と外来対応医療機関確保事業とは、重複して実施することが可能です。
- ・ 設備等の納品予定日を別紙様式第1号（2）の積算内訳の欄に必ず記載してください。（記載内容は記載例を参考にしてください。）